

魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託 仕様書

1. 業務名

魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託

2. 目的

若手担い手による魅力ある観光地域づくりを推進するため、主体的かつ持続的な取り組みが出来るよう育成支援する。

3. 業務委託期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）

4. 業務内容

（1）観光客の動向調査・分析

調査方法は、村内観光地を訪れる日本人観光客を対象とした対面聞き取り調査とする。

調査時期は、四季を通じて年4回実施することとし、各回それぞれに平日と休日各1日（計8回）を実施する。

調査サンプル数は、各回250サンプル以上かつ年合計1,000サンプル以上とする。ただし、同一団体から複数のサンプルを回収してはならない。

調査項目は、観光庁により策定された「観光入込客統計に関する共通基準」を参考とした「リピート率」や「観光消費額」等に加え、「観光満足度」等の独自調査を実施することで、本村の観光の実態を適確に把握する。

（2）地域資源を活用した商品開発並びに、リピータ獲得のための施策立案及び検証

観光動態調査・分析データを用いた観光マーケティング手法を学び、新たな地域資源の発掘や既存資源のブラッシュアップによる着地型プランの造成を手掛けリピータ獲得のための施策立案を目的としたワークショップを開催する。

ワークショップは5回以上実施する。

施策立案はモニターツアーを実施し評価検証する。

(3) 観光地域づくりを担う若手担い手のネットワークづくり

若手担い手の意識醸成並びに育成のための研修及び講座を2回以上実施する。

(4) 観光プロモーションデザイン

次年度以降におけるパンフレットやWEB媒体による観光プロモーションに向けた提案

(5) 会議運営

本業務の進め方や進行管理・成果等について、常に白川村観光振興課（以下「観光振興課」という。）と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、打ち合わせを行うとともに魅力ある観光地域づくり推進事業会議の運営を行う。また、会議録を作成し提出する。

(6) 上記以外の項目で業務全般に関し、有益で現実的な提案

5. 本業務における一般事項

(1) 本業務は、本仕様書並びに諸関係法令を遵守し、観光振興課の指示に従い、受託者は連絡を密にして業務の進捗を図らなければならない。

(2) 受託者は本仕様書に基づき業務を遂行するほか、本仕様書に明記されていない事項、あるいは当然補足すべき事項については、観光振興課と協議するものとする。

(3) 本業務に従事するものは、業務の遂行を十分に成し得る知識と経験を有する者でなければならない。

(4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項及びその内容を第三者に漏らしてはならない。

(5) 本業務は、白川村の関連計画等の既存資料を参考とするものとする。

6. 成果品

報告書（印刷物3部と電子データ3部）

※ 電子データのファイル形式は、PDF及びマイクロソフトワード、エクセルまたはパワーポイント形式等とする。また、電子データはCD-R等の電子媒体にまとめて保存の上、納品すること。

- (1) 観光動態調査・分析結果
- (2) 地域資源を活用した商品開発並びに、リピータ獲得のための施策立案及び検証結果
- (3) 観光地域づくりを担う若手担い手のネットワークづくり報告書
- (4) 観光プロモーションデザインの提案書
- (5) 会議開催結果
- (6) その他参考資料

7. 著作権等

成果品等の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、観光振興課に帰属するものとする。受託者は観光振興課の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

8. その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、観光振興課と受託者で協議の上決定するものとする。

9. 問合せ先

〒501-5692 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷517番地
白川村観光振興課内
魅力ある観光地域づくり推進事業 担当者
TEL : 05769-6-1311 fax : 05769-6-2016